

議案第46号

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例（平成11年小松島市条例第5号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年6月10日提出

小松島市長 中山俊雄

## 小松島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

小松島市職員の特殊勤務手当支給条例（平成11年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（11） 災害地に派遣する職員の特殊勤務手当

第3条第4項中「罹災者」を「罹災者」に改め、「定める救急業務」の次に「（第11項に定める業務を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

11 災害地に派遣する職員の特殊勤務手当は、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された市外の地方公共団体の区域内において行う災害応急対策に係る連絡調整の業務、避難所運営の業務、罹災証明に係る家屋調査の業務又はこれらに相当する業務に従事した職員に支給する。

別表に次のように加える。

11 災害地に派遣する職員 の特殊勤務手当	1日	1,080円（当該業務の全部又は一部が午後10時から翌日の午前5時までの間に行われた場合は、1,620円）
--------------------------	----	---

別表備考中「及び10の部」を「,10の部及び11の部」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小松島市職員の特殊勤務手当支給条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。